

令和6年12月市議会定例会

消 防 局

議案説明資料

目 次

【条例案件】

1 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	1 頁
--------------------------------	-----

1 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

[消防局予防課]

(1) 改正理由

火災で被災された方などの負担を軽減し、市民サービスの向上を図るもの。

(2) 改正内容

富山市手数料条例を一部改正し、「消防及び火災に係る証明」の手数料を無料とするもの。

「消防及び火災に係る証明」(各300円)	
被災証明(火災)	本市で火災により被害を受けた事実について、消防署長が証明するもの。
救急証明	本市の救急車により搬送された事実について、消防署長が証明するもの。
防火・防災管理講習修了証明	本市で「防火管理者」及び「防災管理者」の各資格を取得するための講習課程を修了した事実について、消防局長が証明するもの。

(3) 本市の申請状況(5ヶ年平均)

「消防及び火災に係る証明」	件数	歳入
被災証明(火災)	74件	22,200円
救急証明	3件	900円
防火・防災管理講習修了証明	15件	4,500円

(4) 中核市の状況

※富山市を除く

「消防及び火災に係る証明」	無料	有料
被災証明(火災)	44市(72%)	17市(28%)
救急証明	32市(52%)	29市(48%)
防火・防災管理講習修了証明	34市(56%)	27市(44%)

(5) 施行期日

令和7年4月1日